**平成２９年（フ）第１１０９号**
堺市北区新堀町２丁107番地　メゾンリーガル48（206号）
債務者　小嶋　辰也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１４８号**
大阪府富田林市喜志町４丁目６番32号(102)、前住所大阪府富田林市喜志町３丁目５番21号（601）
債務者　満野廣之辰
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１７７号**
大阪府松原市三宅中４丁目８番14―105号、前住所大阪府藤井寺市小山８丁目15番32号
債務者　木村直樹こと　孔　　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第６２号**
大阪府大阪狭山市東野西３丁目807番地の１（Ａ―101号）、前住所大阪府羽曳野市西浦３丁目７番11号
債務者　松田　　香
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第９７号**
堺市北区百舌鳥梅北町４丁32番地　コスモ107号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―414号
債務者　岡本マリ子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第７２号**
北海道岩見沢市１条東11丁目１番地17　イーストサン101号
債務者　黒坂　洋介
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成３０年（フ）第１０号**
北海道室蘭市高砂町１丁目11番２号
債務者　駒井　敏弘
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
北海道伊達市舟岡町28番地17
債務者　井村　郁哉
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第５５５６号**
大阪市港区田中２丁目12番22―401号、前住所大阪市港区南市岡３―６―20―1006
債務者　中本　勝基
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５６９２号**
大阪市東淀川区南江口３丁目１番52号　モアルミエール　302号
債務者　髙野香世梨
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５６９４号**
大阪市浪速区日本橋西１丁目２番２―311号、前住所堺市北区中百舌鳥町４丁554番地１　カサベルデ中百舌鳥501号
債務者　上田　聡士
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５８２３号**
大阪府吹田市片山町４丁目41番５号（103）
債務者　荒尾　成秀
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５９号**
大阪市平野区加美東５丁目３番２号　ラッフィナート　403号
債務者　伊藤　裕二
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１９６号**
大阪市旭区新森４丁目12番５号　旭グレイス303、前住所兵庫県西宮市山口町下山口３丁目４番47―502号
債務者　森川　　香（旧姓大宮）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２４５号**
大阪市東住吉区桑津３丁目15番１号
債務者　浦野　一彦
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４３５号**
大阪市西淀川区竹島３丁目４番23号　ガゼルノア加島Ⅱ　304号室
債務者　柴田　英徳
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部